

原著

## 支援者の捉えた知的障害のある青年期女子の セクシュアリティにおける自己決定

岡田久子 尾原喜美子

(高知大学教育研究部医療学系医学部門)

Self-determined sexuality of adolescent females with intellectual  
disabilities as viewed by support staffs

Hisako Okada, Kimiko Ohara

(Kochi University Research and Education Faculty Medicine Unit, Medical Sciences Cluster)

### 要 旨

本研究の目的は、支援者が、知的障害のある青年期女子のセクシュアリティにおける自己決定を、どのように捉えているかを明らかにすることである。知的障害のある青年期女子の自己決定や男女交際・結婚・育児に関する相談、自分らしく生きることや活動を広げるために何が必要かなどについて、支援者がどのように受け止めているかインタビューを行った。得られたデータを質的に分析した結果、支援者の知的障害のある青年期女子のセクシュアリティにおける自己決定の促しは、【自律への葛藤】【自己決定を支えるサポート】の2つのコアカテゴリーにより構成されていた。セクシュアリティにおける自己決定は、家族や支援者などの考え方に影響を受け、彼女たちを取り巻く様々な人々の社会的なつながりの中で支えられていた。現実には多くの支援により、自己決定は支えられているといえる。

キーワード：支援者・知的障害・セクシュアリティ・自己決定

### Abstract

This study was conducted to examine the views of the supporters of young, intellectual disabled females. We interviewed the supporters to ask their views on the self-determination of the young females: e.g., consultation regarding male-female relationships, marriage, and child-raising, as well as necessary support to help them live independently and to expand the range of their activities. We performed a qualitative analysis of the collected data. The results were as follows: Their self-determined sexuality, which consisted of two factors, "conflict regarding autonomy" and "support for self-determination", was influenced by family members and supporters, and supported by social relationships with many people surrounding them.

**Keywords:** Support Staff, Intellectual-disabled, Sexuality, Self-determined

---

受付日：2009年7月31日 受理日：2009年9月26日

## 【緒言】

知的障害者の歴史において、彼らは自らの人生を生きる主体ではなかった。そして、温情主義に基づく保護主義や優生思想に基づく脅威視などがあり、彼らを一個の人格として正当に受け取る姿勢は全く見られていなかった。しかし、1995年のワルシャワ宣言<sup>1)</sup>において、「すべての知的障害者は、人間的尊厳が明確に与えられており、自由と権利はその重視の結果である」として、自由や権利について提起されている。この自由や権利が具体的に守られるためには様々な機会が保障されなければならない。まず、生存権に始まり、支援体制の整備、様々な場面への本人参加・自己決定などが重要になってくると思われる。松友<sup>2)</sup>は、「今後の知的障害者の権利擁護は、『本人活動』の拡大と充実を抜きには考えられない」と述べている。

特別支援学校卒業後、男女交際・結婚・育児の場面における青年期女子のセクシュアリティの課題を見据えた時、知的障害のある女子において、自己決定が必要な場面に出くわすことがあると思われる。平田<sup>3)</sup>は、「知的障害をもつ人の自己決定権を尊重するためには、障害者の判断力の不十分な点を適切に支援することが重要である」と述べている。また、「自己決定をなしうるというためには、決定しうるだけの情報もなければいけないし、どうしたらいいのか思考順序を整理して考えを進めることが必要だろう」と述べている。その自己決定の場面において、適切な相談体制やサポートがあれば、より豊かな人生を送れるのではないかと考える。ゆえに、彼らのセクシュアリティの権利を認め支援していく体制を整えていくことが大切だと思われる。

特別支援学校卒業後、知的障害のある青年期女子の男女交際・結婚・育児における自己

決定を支えるうえで、支援者に最も要求されることの一つは、「当事者の声に十分耳を傾け、彼らの視点でものを見ることである。傾聴し、理解し、感受性の強い支援者こそが、信頼関係の基盤を築けるのである」<sup>4)</sup>。知的障害者がセクシュアリティにおける自己決定をするにあたって、支援者の存在や支援者の男女交際・結婚・育児における捉え方やサポートに対する認識が大きく影響すると考える。

本研究では、支援者が知的障害のある青年期女子のセクシュアリティの自己決定をどのように捉えているのか明らかにし、知的障害のある青年期女子が自律して生きる力を高めるための示唆を得ることを目的とした。

## 【用語の定義】

本研究では、以下のように用語を定義して使用する。

## 1. 知的障害

自立支援法による障害程度区分<sup>5)</sup>を参考にし、障害区分1～2の支援度の低い女子で、就労継続支援を受けながら、グループホーム・ケアホーム等で生活している者とする。

## 2. 青年期

知的障害者の心理的・社会的側面を考慮し、18～30歳までの年齢の者とする。

## 3. セクシュアリティ

性器や性行動だけでなく、人間関係や愛情・友情・思いやりなどの人間関係における社会的、心理的側面を含めた幅広い概念であり、生命尊重や人権尊重の考え方の基盤である。本研究においては、男女交際・結婚・育児を通しての人間関係や生き方などに焦点をおく。

## 4. 支援者

生活・就労支援や居住支援を通して知的障害のある青年期女子と関わっている者。

## 5．自己決定

知的障害者が適切な支援による情報提供や助言・見守りの中で、自分の主張や行動によって、自分がおかれている状況を変えるなど、自分に関わることを自分で決めていくこと。

### 【研究方法】

#### 1．研究デザイン

質的帰納的研究

#### 2．対象者

1) 人数：以下の要件全てを満たす10名程度で、各施設長からの選出とした。

2) 要件

(1) 入所更生施設・入所授産施設・通勤寮・グループホーム等に勤務している支援者

(2) 支援度の低い青年期女子に関わった経験のある者

(3) 性別・年齢・資格は問わない

#### 3．データ収集方法

作成したインタビューガイドを用いて面接を行った。場所は、プライバシーの守れる個室で行った。時間は、1人60分程度とした。内容は、対象者に許可を得てテープレコーダーに録音し、対象者ごとに、逐語録を作成した。しかし、録音を断られた場合は、インタビュー中に記録を取ることにして許可を得た。

#### 4．データ収集期間

平成20年6月中旬～7月末日

#### 5．データ内容

1) 対象者の特性：経験年数・性別・年齢・資格・結婚の有無

2) インタビューガイド

(1) 自己決定について（自分に関わることを自分で決めていくこと）

① 知的障害者が自分の行動を主張し自己

決定することをどのように思われますか。

② 知的障害のある青年期女子から男女交際における相談があった時、彼女たちの自己決定をどのように受け止め支えていけばよいと思われますか。

③ 知的障害のある青年期女子から結婚・育児における相談があった時、彼女たちの自己決定をどのように受け止め支えていけばよいと思われますか。

(2) 権利擁護について（自分らしく自立して生きる力を高めるための支援）

① 知的障害者が自分らしく自立して生きていくために、あなたはどのような支援が必要であると思われますか。

② 知的障害者が自分自身の活動を広げ充実していくためには何が必要であると考えられますか。

#### 6．データ分析方法

支援者が捉えた知的障害のある青年期女子のセクシュアリティにおける自己決定に焦点をあて、データを分析しカテゴリー化した。さらにカテゴリー間の類似性や関連を検討した。

### 【倫理的配慮】

各施設長から対象者選出の協力を得たうえで、研究者が対象者に、研究の趣旨・研究参加の自由意思・拒否の権利・途中中断が可能であること・プライバシーの保護・個人情報守秘の厳守・研究論文の公表の可能性等を説明し、同意が得られた人のみを対象とした。研究参加の同意は、同意書に署名、捺印を得た。また、データは研究者が責任を持って管理した。なお、本研究は、倫理委員会の審査の承認を受けて実施した。

【結 果】

表1 対象者の概要

1. 対象者の概要

本研究の対象者は、入所更生施設・入所授産施設・通勤寮・グループホーム等で勤務し、支援度の低い知的障害のある青年期女子に関わった経験のある者10名であり、6名が経験年数10年以上であった。(表1)

対象	性別	年齢	経験年数	対象	性別	年齢	経験年数
A	女	60代	30年	F	女	50代	15年
B	女	40代	12年	G	女	60代	15年
C	女	60代	18年	H	女	30代	5年
D	男	30代	7年	I	女	20代	2年
E	男	不詳	11年	J	女	50代	1年未満

経験のある者10名であり、6名が経験年数10年以上であった。(表1)

2. 分析結果

支援者が知的障害のある青年期女子のセクシュアリティの自己決定をどのように捉えているのか明らかにするためにデータを収集し、分析を行なった。その結果、支援者が捉えた知的障害者の自己決定は、2コアカテゴリー(以下【 】で示す)、4カテゴリー(以下〈 〉で示す)、10サブカテゴリー(以下《 》で示す)より構成されていた。(表2)

次に、2つのコアカテゴリーについて説明する。枠内に、各カテゴリーの事例を示す。

1) 自律への葛藤

【自律への葛藤】とは、知的障害のある青年期女子が自己決定していこうとする力に対して、社会や家族・支援者などの考えが影響する要因となり、知的障害

のある青年期女子が自己決定に向かう気持ちに躊躇が生じることであり、2カテゴリー〈社会・家族の影響〉〈自己決定力と生活の見通し〉から構成されていた。

(1) 社会・家族の影響

〈社会・家族の影響〉とは、社会の考えや家族や支援者などのパターンリズム的な考えが、知的障害のある青年期女子の自己決定に影響する要因となることであり、2サブカテゴリー《自己決定を尊重する社会》《自己決定を阻む家族や周囲の考え》が抽出された。

① 自己決定を尊重する社会

《自己決定を尊重する社会》とは、知的障害のある青年期女子の自己決定を尊重しながら関わっていこうとする支援者が多く、周囲も自己決定を批判せず認めようになってきたことを表している。

表2 支援者の自己決定の捉え方

コアカテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー
1) 自律への葛藤	(1) 社会・家族の影響	①自己決定を尊重する社会
		②自己決定を阻む家族や周囲の考え
	(2) 自己決定力と生活の見通し	③支援を必要とする自己決定
		④生活や現実の中での自己決定力
		⑤生活の見通しと忍耐力
2) 自己決定を支えるサポート	(1) 力や考えを支える	①お互いの意見や考えを出しあう
		②力を最大限に生かす
	(2) じっくりと思いを受け止める	③時間をかけて関わる
		④信頼関係を築きながらの助言
		⑤思いを大切にしたり関わり

### 事例 1

B：「まず自己決定を反対することはないと思います。とても突拍子でもない限り、結婚したいとか、子どもが欲しいとかいう事に関して、私から止めた方がいいということはまずないですね。」「それがいい結果が悪いかは別にして、やはり自分でこうしたいと言えば、（中略）周りは批判なしで、そういう選択もありなのかな、みたいな所ですよ。」

F：「自己決定は当たり前の事だと思います。自己決定は尊重していかないと、私たちが反対するものではないと思っています。」

#### ② 自己決定を阻む家族や周囲の考え

《自己決定を阻む家族や周囲の考え》

とは、家族のパターナリズム的な考えや支援者の自己決定に対する捉え方が、知的障害のある青年期女子の自己決定に影響することを表している。

### 事例 2

A：「かえって駄目ですよと言うのは、保護者のバックが強い所ですよ。（中略）恋愛もままならん結婚もままならんというのが見えてますよね。」

B：「昔、結婚なんか自分たちはできないと思っていたのじゃないかな。以前だったら。まず自分たちでは決められない、自分たちで決めてはだめ、もちろん親とか周りの協力がなければできないですけど…」

E：「できるだけ自己決定を尊重して対応をしています。しかし、何もかも自己決定でしてしまうと、（中略）どっかで線を引いてあげることが必要かと思えますけど。」

F：「バックの家族さんですね、そこで結婚を承知で来ている場合は問題ないですけど、家族さんにもお知らせしながら連絡を取って、そういう風なことから始めますよね。」

H：「ありとあらゆる社会資源を使って、手を尽くせば、やってはいけるのだけど、そんなことでいいのかなって気はある。」

#### （2）自己決定力と生活の見通し

〈自己決定力と生活の見通し〉とは、

支援者のサポートを受けながら、知的障害のある青年期女子が自律する力をつけ、将来に対する生活の見通しを持つことであり、3サブカテゴリー《支援を必要とする自己決定》《生活や現実の中での自己決定力》《生活の見通しと忍耐力》が抽出された。

#### ① 支援を必要とする自己決定

《支援を必要とする自己決定》とは、知的障害のある青年期女子自己決定をしていくことに、肯定できない部分もあり、支援が必要であることを表している。

### 事例 3

D：「自己決定、自己決定に任せてもいけないと思うので。」

H：「こうしたいということが、時期がずれていたりとか、内容が少しずれていたり…。」「ちょっと難しいかもしれませんね」

#### ② 生活や現実の中での自己決定力

《生活や現実の中での自己決定力》とは、知的障害のある青年期女子が、支援者の意見や精神的なサポートを受けながら一歩ずつ自己決定していく。その自己決定力を日々の生活の場面から身につけていくことを表している。

### 事例 4

A：「わからないと言う所は一緒に考えて、“こんなこんなこんなはどう”“できそうだな”と言ったら、“そしたらこうしよう”というように自分で考えて、まあやってみて、取りあえず一歩進んで。」「すごく今本当にもう現実に突き刺さった時にひがちになりますよね。自分のことですから。（中略）やらなければと思った時にはやりますよ。損得感情というか、利になるか害になるか、その選択はすごく鋭いですよね。」

E：「気持ちの不安定な方、弱い方っていうのは恋愛ですごくダメージを受けてしまいます。だから、その辺りのフォローですよ。だから制限するとかじゃなくて。」

G：「グループホームの生活の中で、決定しなさいっていう場面になるのですよね。」

本人たちは、すご〜く困ってしまいます。もう小さなことですよ。」

H：「やはりそんな時は、少しずつ修正の手を加えて、私はこう思うけど、こうした方がいいのではない、考えてみてという所に持って行く。」

### ③ 生活の見通しと忍耐力

《生活の見通しと忍耐力》とは、知的障害のある青年期女子の結婚や育児に対する自己決定には、経済的な基盤など生活に対する見通しや生活を維持していくための忍耐力を伴うことを表している。

#### 事例5

B：「でも時々かわいそうだなと思うときはありますね。“でも、好きな人と一緒になって仕方がないでしょ”という感じですよ。ある程度。」

H：「ずっと話し合っ、経済的な部分はどうか、住まいの場所はどうか、いっぱい話し合わなければいけないでしょうね。」

「仮に経済的に無理だというとしたら、経済力がつくまで、今のまま頑張ろうかっていうことになるかもしれないし、経済的な援助を受けることの話をするのも選択肢の一つにするかもしれない。」

J：「子育ての自己決定のサポートには、産まれてくる子どものこと、生活の安定、母親になる準備や心構えが大切であると思う。」

### 2) 自己決定を支えるサポート

【自己決定を支えるサポート】とは、知的障害のある青年期女子の思いを受け止めながら、生きる力を高められるように考えを支えていくことであり、2カテゴリー〈力や考えを支える〉〈じっくりと思いを受け止める〉から構成されていた。

#### (1) 力や考えを支える

〈力や考えを支える〉とは、知的障害のある青年期女子が、力を最大限に生かせるように考えや意見を支えていくこと

であり、2サブカテゴリー《お互いの意見や考えを出しあう》《力を最大限に生かす》が抽出された。

#### ① お互いの意見や考えを出しあう

《お互いの意見や考えを出しあう》とは、支援者として対応していくためには、どんな内容が必要で何が困難となっているか、知的障害のある青年期女子と共に互いに意見や考えを出しあうことを表している。

#### 事例6

A：「もっと時間をかけること、相手のことをよく知ること、経済状態のことも、保護者のことも、周囲を固めてからいった方がいいと反対意見を言った所なのですが・・・」

B：「難しいことですよ。何が必要、逆に何が足りないのかっていうのも・・・」

F：「女としての話ですね。(中略)本当に子どもに言うような話ですね、ずっと言っています。力がはいますね。その時には、何をどうなんだという気持ちで。そんなものなのかっていう話も結構しますね。」「私たちも相手の存在がわかっているら、もっと対応の仕方もありますけど、今やそういう時代ではない。」

I：「駄目なことはダメとはっきり言っている。いけない部分をきちんと伝える。きれいな部分だけではダメだと思う。」

#### ② 力を最大限に生かす

《力を最大限に生かす》とは、知的障害のある青年期女子が、自分の力で解決していくことを見守ったり、経験できるチャレンジの場やきっかけづくりをしたりなど、知的障害のある青年期女子が力を最大限に生かせるように関わることを表している。

#### 事例7

A：「自分たちが意図しない選択をしていてもそれは見守るしかない、というような感じでいっています。」

C：「でもね、私たちでもわからないけど、経験をしなないと。いくら、私たちが口

で、「ああだよ、こうだよ」と言ってもね、わからないでしょう。」

D：「頼られるというのは、悪い気はしないので、外から見守っているという感じですね。」

「具体例ではないけど、彼女たちでも知っている話題もあると思うので。ちょうど、その時に当てはまる話題があれば・・・」

E：「基本的には自分の介入によって、引いたり進んだりはしないように、本人たちのスピードを尊重するというか・・・」「できるだけ、反社会的でない限りは、その人の生き方とか、その人の希望とかを実現できるその場の提供ですね。そのチャレンジする場の提供。」

F：「2人が生活し始めると2人の問題で、もちろん何かあれば来てくれたりしますので、まあ、そういう風に。」

## （2）じっくりと思いを受け止める

〈じっくり思いを受け止める〉とは、支援者が、知的障害のある青年期女子と信頼関係を築きながら、時間をかけてじっくりと思いを受け止めることであり、3サブカテゴリ《時間をかけて関わる》《信頼関係を築きながらの助言》《思いを大切にしたい関わり》が抽出された。

### ① 時間をかけて関わる

《時間をかけて関わる》とは、知的障害のある青年期女子が失敗しても、支援者は繰り返し、時間をかけて関わることを表している。

#### 事例8

C：「ですから、多少なりとも、理解があって、常に引っ張ってくれて、定着するまで手を足すというように・・・」

E：「繰り返し繰り返し話をしないと、その自己決定の部分で、自分たちの考えで、よし子どもを作ろうとなってしまう可能性もある。それはいけないとはいいい切れなけれどね。」

F：「結構聞いているみたいですけど、失敗しますね。またかという繰り返しですけど、めげません。」

### ② 信頼関係を築きながらの助言

《信頼関係を築きながらの助言》とは、何げない関わりの中で、支援者が、知的障害のある青年期女子と信頼関係を築きながら歩み寄り助言をすることを表している。

#### 事例9

A：「あまり叱らないので“はい”とよくいうことを聞きますけどね。それだけ怒られることはどうも悪いことだという感じで。」「割合心の許せる中になっているから、つっこんだ話ができるようになってと思います。」

B：「“相手をよく今は見る期間、今そんなにけんかしていたら、結婚すると、もっとけんかをするかもしれないよね”と言う感じの話をしたことはありますけど。」

E：「伝え方というのは、それぞれ相手があることですので、その人と自分との関係の位置づけというのもあるのですよ。」

F：「その間には色々問題行動があるなど、注意もしながら、色々助言もしながら・・・。結局大変な事態になっていくというのが現状でしょうかね。」「近づいて来てくれる人はお話もしますけど、（中略）ここでアパートで暮らしたいので、あまり関わりを持ちたくないって言う人も、その人たちも大歓迎ですよ。」

### ③ 思いを大切にしたい関わり

《思いを大切にしたい関わり》とは、支援者が否定や干渉をせず、知的障害のある青年期女子の目線に合わせ、決して支援者の考えを押しつけることなく思いを大切にしたい関わりをすることを表している。

#### 事例10

A：「どうしたいのという（強調した口調）、こうこうだからあきらめたらと言う様な話をすると、心を開いてくれません。言っても無益と思うでしょうね。」

「（前略）見通しを立てたら消極的になりますけどね、極力それは縁の下。」

C：「若い子と私たちくらいの年齢は、（中略）古い考え方を押しつけると相手も嫌と感じることはあるし・・・」

D:「やっぱし、最初から否定的なことを言えば、うん、機嫌が悪くなりますね。気をつけています。」「同じ目線ですかね。自分たちも、そういうことを通ってきていると思うので。形が若干違って、人を好きになることは・・・」

F:「あまり、こちらから、こういう風にすべきだよとか、そういう風なことは今まで言ったことはありません。」

H:「あの上から目線でなくて、自分の経験したことだから、なるべくその目線に戻って話してあげるようにするのですが。」

### 【考 察】

#### 1) 自律への葛藤

支援者は、現実には、障害者の自己決定を尊重する社会になってきたものの、“かえって駄目ですよと言うのは、保護者のバックが強い所ですよ”や“何もかも自己決定でしてしまうと、(中略)”等の事例中の語りにあるように、家族や支援者等の考えが障害者の自己決定に影響することについて述べていた。「知的障害をもつ人の自己決定権を尊重するということは『自立した個人』として捉えることから出発する。障害者を取り巻く、家族や支援者等の社会全体から出発してしまうと、知的障害をもつ人は、パターンリズムの保護の網の目に絡みとられてしまう危険性がある<sup>6)</sup>。すなわち、知的障害のある青年期女子が、自己決定していく場面において、本人が情報をどのように受け止めることができるか、本人の判断力がどのくらい備わっているか、また結果に対する責任をどのように受け止めることができるか等を踏まえた支援が大切になってくると思われる。笠原<sup>7)</sup>の研究によると、知的障害者の自己決定の支え方として、「一緒に考えてくれる人がいるのも大事」「手伝ってもらえればいろんなことができる」と述べている。つまり、支援者は、知

的障害のある青年期女子が、現実の生活の中で何を自己決定しようとしているのか、どんな支援を求めているのか相手の思いを十分に支えながら関わっていく必要があると考えられる。

さらに、結婚や育児に対する自己決定には経済的な基盤など生活に対する見通しや忍耐力が必要である。「障害者が、家族や支援者等の意図を感じつつ、それに従って行動すること、それによって自分の思いにズレが生じ、考えを高めることができない場合には、大きな葛藤が生じる<sup>8)</sup>。障害者は、特別支援学校を卒業後、社会に出て様々な人々の価値観に出会い悩み、葛藤が生じる場面も多々あると推測する。しかし、家族や支援者等のサポートを受けながら、この葛藤を乗り越えて、自己コントロールし自分らしさを見つけ成長すると考えられる。知的障害のある青年期女子が、将来を見通して自己決定する力を養い自律へと向かっていく中で、支援者の自己決定に対する認識が重要であると捉えることができる。

#### 2) 自己決定を支えるサポート

支援者は、障害者の自己決定の場面において、“女としての話ですね。(中略)本当に子どもに言うような話ですね、ずっと言っています。力がはいりますね。”や“できるだけ、反社会的でない限りは、その人の生き方とか、その人の希望とかを実現できるその場の提供ですね。そのチャレンジする場の提供”等の事例中の語りにあるように、お互いに意見を出しあうことや力を最大限に生かせるように関わることについて述べていた。小林<sup>9)</sup>は、「自己決定には、『判断』『表示』『実現』の3つの過程がある」と述べている。男女交際・結婚・育児における場面において、知的障害のある者が、自分の意見や考えを持って、それを意思表示できるかどうかは、支援者の見



守りや繰り返しの関わり等、信頼関係が大切になってくると思われる。同時に、支援者は、お互いの意見や考えを出しあう等、セクシュアリティに関わる自己決定において、判断していくための情報を試行錯誤しながら提示し、本音で必至に関わっていると捉えることができた。

インタビューを通して、“見守り”“情報提供”“場の提供”“経験”は自己決定を支えるうえでの大切なキーワードであると捉えることができた。また、根気強く、周囲の者がゆっくりと時間をかけて関わることの大切さが示された。支援者は、相手の目線に合わせての関わりや支援者の考えをぐっとこらえて関わることの大切さを述べている。場面場面でお互いの関係性を振り返りながら、障害者の思いを大切にし、どのように受け止めていけばいいのかを十分に考えていく必要がある。また、いつも同じ支援者との関わりではなく、障害者を取り巻く様々な人々の社会的なつながりの中で支えていくことが大切であると考ええる。

### 【結 論】

支援者は、知的障害のある青年期女子のセクシュアリティにおける自己決定は、家族や支援者等の考え方に影響を受け、自律への葛藤が生じること、知的障害のある青年期女子が自律して生きていくためには、現実には多くの支援を必要とすると捉えていることが明らかになった。

### 【謝 辞】

本研究の実施にあたり、ご協力くださいました入所更正施設・入所授産施設・通勤寮・グループホームの支援員の皆さま、ご支援くださいました関係者の方々、深く感謝いたします。

### 【引用・参考文献】

- 1) 松友了：知的障害者の人権 .第 2 刷 .28 . 明石書店 . 2000 .
- 2) 前掲<sup>1)</sup>37 .
- 3) 平田厚：知的障害者の自己決定権 . 増補版第 2 刷 .11 エンパワメント研究所 . 2003 .
- 4) 前掲<sup>3)</sup>41 .
- 5) 柴田洋弥：障害程度区分の根本的な見直しについての試案 . さぼーと : 知的障害福祉研究 . 54 巻 1 号 . 73 . 2007 .
- 6) 前掲<sup>3)</sup>103 .
- 7) 笠原千絵：他の人ではなく自分で決める . ソーシャルワーク研究 . 31 巻 4 号 . 45 . 2006 .
- 8) 船橋秀彦 . 森下芳郎 . 渡部昭男：障害児の青年期教育入門 . 第 3 刷 . 32 . 全障研出版部 . 2002 .
- 9) 「施設改革と自己決定」編集委員会：権利としての自己決定 そのしくみと支援 . 第 2 刷 . 30 . エンパワメント研究所 . 2002 .